

1次審査：用地条件の確認

確認項目：No 1 面積要件 【配点無し】

条件	条件設定理由	条件確認方法	備考
<p>2.5ha (25,000㎡)程度とする。</p> <p>※防災調整池が必要な場合は、2.5ha以上の面積が必要となる可能性もある。</p>	<p>次期中間処理施設が必要とする土地面積として、平成25年9月17日に印西地区ごみ処理基本計画検討委員会から報告のあった、現在地と同等の2.5ha（建替え用地を含む）程度を用地条件として掲げた。</p> <p>ただし、候補地の状況によっては防災調整池が必要になることから、2.5ha以上の面積が必要となる可能性がある旨を付記した。</p>	<p>土地登記簿謄本に記載されている地籍により確認した。</p> <p>●応募面積が2.5haに満たない（岩戸地区・滝地区）、応募地の一部にいびつな土地形状が認められる（武西地区）、防災調整池が必要となる可能性が高い候補地（岩戸地区・滝地区・武西地区・吉田地区）があるが、全ての候補地について、図面上で現在地の工場棟、管理プラザ、煙突、防災調整池及び建替用地の配置が可能であることを確認したことから、支障がないと判断した。</p>	<p>※面積を満たしていても、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外する。</p>

1次審査：用地条件の確認

確認項目：No.2 洪水浸水地域 【配点無し】

条件	条件設定理由	条件確認方法	備考
<p>洪水によって浸水する地域を除外する。</p>	<p>浸水により、施設機能やアクセス道路の機能が失われることを避けること及び洪水災害は、局地的な被害ではなく広大な地域被害を招くことから、被害の程度が甚大、かつ、施設側で現実的な対策が困難であると考えられる。</p> <p>よって、関係市町がハザードマップにより洪水浸水地域として注意喚起している地域は除外することを用地条件として掲げた。</p>	<p>洪水ハザードマップにより確認した。</p> <p>●全ての候補地について該当なし。</p>	<p>※用地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外する。</p>

1次審査：用地条件の確認

確認項目：No.3 自然公園法で規定する公園 【配点無し】

条件	条件設定理由	条件確認方法	備考
<p>自然公園法で規定する県立自然公園を含む用地を除外する。</p>	<p>本公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するといった日常生活に密着する多様な目的を有していることから、本公園の用地は一部であっても除外することを用地条件として掲げた。</p>	<p>千葉県自然公園区域図により確認した。</p> <p>●全ての候補地について該当なし。</p>	<p>※用地の一部が県立自然公園であっても除外する。</p> <p>※印西地区で該当するのは、県立印旛手賀自然公園のみ。</p>

1次審査：用地条件の確認

確認項目：No.4 その他 【配点無し】

条件	条件設定理由	条件確認方法	備考
<p>①活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地、アクセス道路（幅員7m以上を想定）の確保が極めて困難な土地、敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地を除外する。</p> <p>②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、又は、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地であることが判明した場合は除外する。</p>	<p>No.1からNo.3の用地条件の他、施設の建設・運営に著しく不適又は困難であると考えられる土地は除外することを用地条件として掲げた。</p> <p>また、候補地を広く公募することにあたり、反社会勢力への利益供与に繋がる事態を避ける観点から、暴力団等が所有する土地等は除外することを用地条件として掲げた。</p>	<p>活断層 既存文献により確認した。</p> <p>大規模な不法投棄や土壌汚染 現地調査及び印西市への照会により確認した。 (応募地を公表した後、住民等からの情報提供もない)</p> <p>アクセス道路 現地調査及び地図等により確認した。</p> <p>敷地境界の確定 道路査定図及び土地所有者への聞き取りにより確認した。</p> <p>所有権以外の各種権利 土地登記簿謄本の権利部（乙区）により確認した。</p> <p>暴力団等 印西市を介し、警察当局への照会により確認した。</p> <p>●岩戸地区 アクセス道路の確保が必要だが、敷地境界から約200mの位置に既存の幹線道路があること及びアクセス道路の整備ルートは複数想定されることから、現段階で候補地から除外しないこととした。</p> <p>●武西地区・吉田地区 それぞれ、応募のあった土地のうち1筆に所有権移転請求権が仮登記されているが、関係者が所有する書類の確認及びヒアリングにより、用地買収時に当該請求権の末梢が可能であると判断した。</p> <p>●吉田地区 アクセス道路の確保が必要だが、敷地境界から約235mの位置に印西市の幹線道路計画があること及びアクセス道路の整備ルートは複数想定されることから、現段階で候補地から除外しないこととした。</p> <p>●現在地以外の候補地 敷地境界の確定に関連した情報として、境界確定が必須となる分筆買収地はないことを確認した。</p>	<p>※2次審査以降であっても、条件に該当する事項が判明した場合は除外する。</p> <p>※想定されるアクセス道路ルートの買収用地も候補地の一部と位置付けて、2次審査以降に臨む。</p>

2次審査 大項目：生活環境の保全 小項目：No.5 地域住民の日常生活への影響 【最大減点：30点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>地域住民の日常生活への影響が懸念される候補地を減点。</p>	<p>住宅</p> <p>0点：300m以内に住宅がない。 -5点：100m以内に住宅がなく、100m超から300m以内に住宅がある。 -10点：100m以内に住宅がある。</p>	<p>現印西クリーンセンターの長期に亘る安定操業の実績、最新の焼却施設は高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理により環境負荷の低減が図られていること及び平成25年度に印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が纏めた施設整備における重要な事項として、「現印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えたものとし、施設整備時の直近の先進施設事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるもの」と方針付けしていることから、次期中間処理施設の操業にあたり、近隣公害的なリスクは無視出来る程度のものと考えられる。</p> <p>しかしながら、いまだに迷惑施設と捉えられてしまう実情を考慮すると、周辺住民の理解及び合意形成の面において、日常生活に密接した要素である住宅・学校等・病院等の立地状況に配慮すべきと考え、小項目として掲げた。</p> <p>最大減点については、同様に周辺住民の理解及び合意形成の重要性を勘案し、平均点約16.7点(200点満点/小項目数12)に対して2倍弱の「30点」とした。</p> <p>なお、本小項目は「No.11用途地域の適合」における減点要素と関係する。</p> <p>また、本小項目は、全小項目中、「No.14周辺住民の理解度・協力度の状況」に次ぐ配点である。</p>	<p>現地調査及び地図等により確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩戸地区 (計-5点) 300m内に学校等：-5点 ●滝地区 (計-10点) 100m内に住宅：-10点 ●武西地区 (計-30点) 100m内に宅地(将来計画)：-10点 100m内に学校等：-10点 100m内に病院等：-10点 ●吉田地区 (計-5点) 300m内に住宅：-5点 ●現在地 (計-15点) 300m内に住宅：-5点 100m内に病院等：-10点 	<p>※環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」では、騒音、振動の影響を100m程度としていることや、千葉県の「廃棄物処理施設の立地に関する基準」(民間の施設を対象)では、学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からおおむね100m以内の土地は避けることが望ましいとしていることから、100mを評価範囲として設定する。</p> <p>※計画標準案(建設省、昭和35年)では、付近300m以内に学校、病院、住宅群又は公園がないこととしていることから、300mも評価範囲として設定する。</p> <p>※距離計測の起点は、候補地の敷地境界とする。ただし、想定されるアクセス道路ルートを買収用地は対象外とする。</p> <p>※学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校を示し、保育所とは、保育所及び保育園を示すが、現地調査の結果、検討委員会が同等と認めた施設がある場合は、上記の分類に準じて評価する。</p> <p>※各施設の将来計画が明らかであると認められる場合は、評価対象に加える。</p> <p>※建設予定地決定後に実施する環境アセスメントにおいて、本小項目に関連する調査及び評価を行う。</p>
	<p>学校等</p> <p>0点：300m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもない。 -5点：100m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもなく、100m超から300m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。 -10点：100m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。</p>			
	<p>病院等</p> <p>0点：300m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもない。 -5点：100m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもなく、100m超から300m以内に「病院」又は「診療所」又は「特別養護老人ホーム」がある。 -10点：100m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。</p>			

2次審査 大項目：生活環境の保全 小項目：No 5 地域住民の日常生活への影響 【最大減点：30点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>●地域景観への影響が懸念される候補地を減点。 (総合的な評価)</p>	<p>0～-5点：歴史的文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響に着目</p>	<p>次期清掃工場の施設本体及び煙突等が、周辺の土地利用及び自然環境に与える景観上の影響に配慮すべきと考え、小項目として掲げた。 最大減点については、施設設計及び施設デザインにおいて、地域特性に応じた配慮が可能であることから、平均点約16.7点(200点満点/小項目数12)に対して概ね3割の「-5点」とした。</p>	<p>現地調査及び空中写真により評価した。 なお、評点は評価リストを用いた全委員の平均点。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩戸地区 -1点 ●滝地区 -3点 ●武西地区 -3点 ●吉田地区 -1点 ●現在地 -2点 	<p>※建設予定地決定後に実施する環境アセスメントにおいて、本小項目に関連する調査及び評価を行う。</p>

2次審査 大項目：自然環境等の保全 小項目：No.7 里地里山の保全 【最大減点：10点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>●里地里山の保全への影響が懸念される候補地を減点。 (総合的な評価)</p>	<p>0～-10点：森林、草原、ため池、湧水、それらと混在する農地及び行政等による保全活動等の状況に着目</p>	<p>里地里山は、印西地区における市街地近郊の貴重な自然環境であり、多様な役割を持つことから、保全に配慮すべきと考え小項目として掲げた。</p> <p>最大減点については、平均点約16.7点(200点満点/小項目数12)をやや下回る「-10点」としたが、本小項目は「No.8生物多様性の保全」及び「No.10各種規制の状況」の農用地区域などにおける減点要素と関係する。</p>	<p>現地調査及び既存資料等を用いて評価を進め、最終的に印西地区の状況に詳しい専門家のレポートに準拠して評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩戸地区 -10点 ●滝地区 -10点 ●武西地区 -7点 ●吉田地区 -4点 ●現在地 0点 	<p>※レポート作成者 東邦大学理学部生物学科 教授 長谷川雅美 様</p> <p>※建設予定地決定後に実施する環境アセスメントにおいて、本小項目に関連する調査及び評価を行う。</p>

2次審査 大項目：自然環境等の保全

小項目：No.8 生物多様性の保全

【最大減点：5点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>貴重種が分布又は猛禽類の高利用域である可能性が高い候補地を減点。</p>	<p>0点：候補地内に貴重種が分布又は猛禽類の高利用域である可能性が低い。</p> <p>-5点：候補地内に貴重種が分布又は猛禽類の高利用域である可能性が高い。</p>	<p>絶滅が危惧される貴重種及び生態系の頂点に位置する猛禽類の保護に配慮すべきと考え、小項目として掲げた。</p> <p>最大減点については、短期間に確実な調査が困難であることから、平均点約16.7点(200点満点/小項目数12)に対して概ね3割の「-5点」としたが、本小項目は「No.7里地里山の保全」などにおける減点要素と関係する。</p>	<p>現地調査及び既存資料等を用いて評価を進め、最終的に印西地区の状況に詳しい専門家のレポートに準拠して評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩戸地区 -5点 ●滝地区 -5点 ●武西地区 -5点 ●吉田地区 -5点 ●現在地 0点 	<p>※レポート作成者 東邦大学理学部生物学科 教授 長谷川雅美 様</p> <p>※現地調査資料提供者 印西サシバの会 塚 義昭 様</p> <p>東京大学農学生命科学研究科 生物多様性科学研究室 特任研究委員 栗山武夫 様</p> <p>※建設予定地決定後に実施する環境アセスメントにおいて、本小項目に関連する調査及び評価を行う。</p>

2次審査 大項目：自然環境等の保全

小項目：No 9 地球温暖化防止

【最大減点：10点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>収集運搬車の排出ガス（温室効果ガス）の抑制に不利な候補地を減点。</p>	<p>0～-10点：収集運搬車による温室効果ガスの発生量が最多の候補地を「-10点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。-10点×（当該地における温室効果ガス発生量／最多の温室効果ガス発生量）※少数点以下第1位を四捨五入し整数とする。</p>	<p>建設地の場所により、ごみ収集車の走行距離の関係で地球温暖化に影響を及ぼす温室効果ガスの排出量が大きく異なることが想定されることから、小項目として掲げた。</p> <p>また、事前に温室効果ガスの年間排出量をシミュレーションしたところ、建設地が人口重心の場合は約456tと予測され、これは、平成18年度中に印西市の市役所、小学校及び幼稚園等の公共機関が排出した量と同等である。</p> <p>なお、最遠点（栄町端部）の場合は約1,130tと予測された。</p> <p>最大減点については、上記の年間予測排出量の差などを勘案し、平均点約16.7点（200点満点／小項目数12）をやや下回る「-10点」とした。</p>	<p>既存資料を基に、地区別人口から関係市町の人口重心を算出し、人口重心から候補地までの走行距離に応じて評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩戸地区 -10点 ●滝地区 -9点 ●武西地区 -9点 ●吉田地区 -10点 ●現在地 9点 	<p>※建設予定地決定後に実施する環境アセスメントにおいて、本小項目に関連する調査及び評価を行う場合がある。</p>

2次審査 大項目：法規制 小項目：No10 各種規制の状況 【最大減点：20点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>●各種規制を受ける候補地を減点。</p>	<p>航空規制</p> <p>0点：高さ制限がない。又は、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。</p> <p>－3点：高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。</p> <p>－5点：高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。</p>	<p>法で定める目的の尊重及び施設整備計画に対する制約や工期の延伸などが懸念されることから、小項目として掲げた。</p> <p>最大減点については、小項目の内訳を4点掲げていることから各5点を配点し、総計として平均点約16.7点(200点満点/小項目数12)をやや上回る「－20点」とした。</p>	<p>関係機関に詳細情報を確認し、評価基準に照らし合わせ評価した。</p> <p>●岩戸地区 0点</p> <p>●滝地区 0点</p> <p>●武西地区 50%以上が埋蔵文化財包蔵地－5点</p> <p>●吉田地区 50%以上が埋蔵文化財包蔵地－5点</p> <p>●現在地 0点</p>	<p>※航空規制</p> <p>飛行場周辺は、航空機の安全な離発着を確保するために、その支障となるような障害物がないような状態にしておく必要がある。このため、航空法(第49条)は、飛行場周辺の一定の地域内では、飛行場からの距離に応じて建築物の高さの制限を定めている。</p> <p>評価においては、成田空港・下総航空基地が対象となる。</p> <p>※埋蔵文化財包蔵地</p> <p>石器・土器などの遺物の出土、貝塚・古墳・住居跡などの遺跡が土中に埋もれている土地であることが認識される土地。</p> <p>既に調査が完了又は造成工事等が伴わない用地部は、調査対象とならない。</p> <p>※農用地区域</p> <p>農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。</p> <p>※生産緑地地区</p> <p>市街化区域内において緑地機能及び公共施設用地としての多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資する目的で市町村長が生産緑地地区を指定する。</p>
	<p>埋蔵文化財包蔵地</p> <p>0点：候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。</p> <p>－3点：候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。</p> <p>－5点：候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。</p>			
	<p>農用地区域</p> <p>0点：候補地内に農用地区域がない。</p> <p>－3点：候補地内の50%未満が農用地区域。</p> <p>－5点：候補地内の50%以上が農用地区域。</p>			
	<p>生産緑地地区</p> <p>0点：候補地内に生産緑地地区がない。</p> <p>－3点：候補地内の50%未満が生産緑地地区。</p> <p>－5点：候補地内の50%以上が生産緑地地区。</p>			

2次審査 大項目：法規制 小項目：No.11 用途地域の適合 【最大減点：5点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>都市計画法で規定する工業系及び市街化調整区域以外の候補地を減点。</p>	<p>0点：準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域</p> <p>-5点：第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域</p>	<p>都市計画法で定める用途地域は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る「まちづくりの基礎」となることから、小項目として掲げた。</p> <p>なお、小項目として「No.5 地域住民の日常生活への影響」を掲げたことへの整合性の観点から、各用途地域の内、住居系及び商業系の用途地域を減点評価する考えである。</p> <p>最大減点については、平均点約16.7点(200点満点/小項目数12)に対して概ね3割の「-5点」としたが、本小項目は前述した通り「No.5 地域住民の日常生活への影響」における減点要素と関係する。</p>	<p>都市計画図を確認し、評価基準に照らし合わせ評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩戸地区 0点 ●滝地区 0点 ●武西地区 0点 ●吉田地区 0点 ●現在地 -5点 	<p>※用途地域は、地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、各地域の特徴に応じた建築規制を行うものである。</p> <p>将来のまちづくりの方向性や土地利用の現況・動向などを勘案し、土地利用を計画的に配置し、都市を住宅地、商業地、工業地などの種類に区分し、これを用途地域として定めている。</p> <p>※ごみ焼却施設は、都市の生活環境を保全するために必要不可欠な施設であり、都市計画決定の手続きを行えば用途地域の制約は受けず建設が可能とされている。</p>

2次審査 大項目：地盤の安定性 小項目：No 12 液状化予測地域 【最大減点：10点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>●液状化が懸念される候補地を減点。</p>	<p>0点：候補地内は液状化対象外である。</p> <p>-5点：候補地内に液状化しやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。</p> <p>-10点：候補地内に液状化しやすい土地がある。</p>	<p>施設の基本設計時に行う地質調査の結果、必要に応じて液状化の対策工事を行うが、なお残存するリスク及び本体敷地周辺における被害も想定し、小項目として掲げた。</p> <p>最大減点については、前述した通り必要に応じて液状化の対策工事を行うことから、平均点約16.7点（200点満点／小項目数12）をやや下回る「-10点」とした。</p>	<p>液状化マップ等の既存資料を確認し、評価基準に照らし合わせ評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩戸地区 0点 ●滝地区 0点 ●武西地区 0点 ●吉田地区 0点 ●現在地 -5点 	<p>※液状化とは、地震により地盤が一時的に液体のようになってしまう現象である。</p> <p>埋立地や河口など水分をたくさん含んだ砂質の地盤で発生し、地盤の上の建物を傾かせたり沈ませたりする。</p> <p>※液状化対策としては、地盤をセメントで改良する方法、建設物においては、地中の排水パイプの設置や、強固な地盤まで杭基礎を入れることなどが挙げられる。</p> <p>※建設予定地決定後に実施する環境アセスメントにおいて、本小項目に関連する調査及び評価を行う場合がある。</p>

2次審査 大項目：地盤の安定性 小項目：No 13 地形の状況 【最大減点：5点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>土砂災害が懸念される候補地を減点。</p>	<p>0点：候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。</p> <p>-5点：候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。</p>	<p>土砂災害が懸念される土地は対策工事を行うが、なお残存するリスク及び敷地内の土地有効利用が図れなくなる恐れがあることから、小項目として掲げた。</p> <p>最大減点については、前述した通り対策工事を行うこと及び残存するリスクの程度等を勘案し、平均点約16.7点(200点満点/小項目数12)に対して概ね3割の「-5点」とした。</p>	<p>現地調査及び急傾斜地崩壊危険区域の指定状況マップ等の既存資料を確認し、評価基準に照らし合わせ評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩戸地区 0点 ●滝地区 0点 ●武西地区 0点 ●吉田地区 0点 ●現在地 0点 	<p>※急傾斜地崩壊危険区域とは、崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づき、知事が指定した土地である。</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面、急傾斜地崩壊危険区域指定地及び山腹崩壊危険箇所を指す。</p> <p>※土砂災害警戒区域等とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定・告示された区域である。</p> <p>土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域を指す。</p> <p>※建設予定地決定後に実施する環境アセスメントにおいて、本小項目に関連する調査及び評価を行う場合がある。</p>

3次審査 大項目：周辺住民の理解度・協力度

小項目：No.14 周辺住民の理解度・協力度の状況

【最大加点：40点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>周辺住民の理解度・協力度が高い候補地が望ましい。 (総合的な評価)</p>	<p>0～40点:周辺住民の意見交換会などにより用地検討委員会が把握した次の状況</p> <p>①応募者及び町内会・自治会等が行った周辺住民意見の集約方法(アンケート実施及び会議開催等)</p> <p>②周辺住民の中間処理施設に対する情報把握の正確さ</p> <p>③周辺住民の中間処理施設に対する理解の深さ</p> <p>④周辺住民の誘致意欲の高さ</p> <p>⑤周辺住民の賛成の程度(反対者の割合、反対の理由及び反対の強さも確認)</p> <p>⑥周辺住民と今後も継続協議が出来る状況か否か。また、その程度</p> <p>⑦町内会・自治会等の同意書の有無等</p>	<p>周辺住民から前回計画に対する理解が得られなかった経緯及び理由などを総合的に勘案すると、周辺住民の理解度・協力度の状況は、次期中間処理施設の用地検討をはじめ、計画、整備及び操業において最重視すべき点であると考え、小項目として掲げた。</p> <p>最大減点については、最重視すべき点であることを考慮し、平均点約16.7点(200点満点/小項目数12)に対して2倍以上の「40点」とした。</p> <p>なお、本小項目は、全小項目中、最大の配点である。</p> <p style="text-align: center;">着目点(①から⑦)の関係性及び点数配分</p> <p>周辺住民における検討のステップとしては、まずは正確な「情報」を把握することで「理解」に繋がり、次に理解が深まることで「誘致意欲」が湧き、周辺住民の大多数の「賛成」を経て、最終的に町内会組織の「同意」に至るものとする。</p> <p>①賛成に向けた意見集約を能動的且つ積極的にされた応募者及び町内会等は、組合との今後における協力体制・協働体制が円滑に構築されるものとする。(配分2点)</p> <p>②前述する「情報」の正確さを評価する。(配分2点)</p> <p>③前述する「理解」の深さを評価する。(配分2点)</p> <p>④前述する「誘致意欲」の高さを評価する。(配分3点)</p> <p>⑤前述する「賛成」の程度を評価する。(配分3点)</p> <p>⑥仮に反対者及び反対意見が多い状況であっても、継続協議が可能な状況であれば、最終的には同意に繋がる可能性があることから、継続協議が可能とする程度を評価する。(配分8点)</p> <p>⑦前述する「同意」の意向を示す町内会組織からの同意書の提出を評価する。(配分20点)</p> <p style="text-align: center;">地元町内会と周辺町内会の重みづけ</p> <p>本小項目は町内会毎に評価し候補地毎に集計するが、「No.5地域住民の日常生活への影響」で、候補地からの距離に応じて減点数を設定しているように、候補地が属する「地元町内会」と候補地の敷地境界から300m以内に位置する「周辺町内会」では、清掃工場が住民に与える影響が異なることから、次のとおり重みづけを設定した。</p> <p>地元町内会：候補地全体の評価の60%</p> <p>周辺町内会：候補地全体の評価の40%</p> <p>(周辺町内会数の多少は勘案しない)</p>	<p>周辺住民意見交換会(14回開催、全体意見交換会(1回開催)及びアンケート結果により把握した理解度・協力度に関する状況を評価した。</p> <p>なお、評点は評価リストを用いた全委員の平均点。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩戸地区 9点 ●滝地区 6点 ●武西地区 7点 ●吉田地区 27点 ●現在地 7点 	<p>※対象町内会 資料編(12)P●参照</p> <p>※住民意見 資料編(12)P●参照</p> <p>※周辺住民意見交換会及び全体意見交換会の場で、発言を躊躇される方への配慮として、返信用封筒付きのアンケート用紙を配布した。</p> <p>※7点掲げた着目点の内、②周辺住民の中間処理施設に対する情報把握の正確さ(配分2点)及び③周辺住民の中間処理施設に対する理解の深さ(配分2点)は、性質を同じとする着目点である。よって、実質的には「理解の深さに関すること」とする配分4点の考え方を持つ。</p> <p>※7点掲げた着目点の内、④周辺住民の誘致意欲の高さ(配分3点)及び⑤周辺住民の賛成の程度(配分3点)は、性質を同じとする着目点である。よって、実質的には「賛成の程度に関すること」とする配分6点の考え方を持つ。</p>

3次審査 大項目：経済性 小項目：No.15 概算事業費 【最大加点：30点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>●用地取得費用、基盤整備費用及び30年間分の収集運搬費用から収益費用を差し引いた概算事業費が安価な候補地が望ましい。</p>	<p>0～30点：用地取得費、基盤整備費用及び建設費用の合計が最も安価な候補地を「30点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。</p> <p>30点×最も安価な概算事業費 / (当該地の概算事業費)</p> <p>※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。</p>	<p>関係市町の厳しい財政状況、加速化する少子高齢化及び次世代負担の軽減などを勘案すると、事業の経済性は重要視すべき点であると考え、小項目として掲げた。</p> <p>最大減点については、重要視すべき点であることを考慮し、平均点約16.7点(200点満点/小項目数12)に対して2倍弱の「30点」とした。</p> <p>なお、本小項目は、全小項目、「No.14周辺住民の理解度・協力度の状況」に次ぐ配点である。</p>	<p>清掃工場の建設に要する概算費用を算出し、評価基準に照らし合わせ評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩戸地区 <ul style="list-style-type: none"> ・点 ●滝地区 <ul style="list-style-type: none"> ・点 ●武西地区 <ul style="list-style-type: none"> ・点 ●吉田地区 <ul style="list-style-type: none"> ・点 ●現在地 <ul style="list-style-type: none"> ・点 	<p>※当初、建設後の操業に関する費用の一部も含めて評価する考えであったが、事業計画が明確化されていない現状では不確定要素が極めて多いことなどから評価対象外とし、清掃工場の建設に要する概算費用(概算イニシャルコスト)で評価することとした。</p> <p>※用地取得費用は「不動産鑑定(意見書)」の意見価格を採用した。</p>

3次審査 大項目：地域社会貢献 小項目：No.16 地域活性化への寄与 【最大加点：30点】

評価の考え方	評価基準及び配点	評価する理由等	評価方法	備考
<p>地域活性化の寄与が高い候補地が望ましい。 (総合的な評価)</p>	<p>0～30点：アクセス環境、周辺状況から効果・優位性・将来性について評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ①排熱利用 ②ごみ焼却施設の利用形態 <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習 ・福祉関連 ・情報発信 ③防災機能 ④産業振興（雇用創出含む） 	<p>廃棄物を適切に処理するだけではない清掃工場が付随的に持つポテンシャルを有効活用することで、魅力ある地域づくりが推進されること及び町内会組織の同意と大きな関係性を有することなどを勘案すると、地域活性化への寄与は重要視すべき点であると考え、小項目として掲げた。</p> <p>最大減点については、重要視すべき点であることを考慮し、平均点約16.7点（200点満点／小項目数12）に対して2倍弱の「30点」とした。</p> <p>なお、本小項目は、全小項目中、「No.14周辺住民の理解度・協力度の状況」に次ぐ配点である。</p> <p style="text-align: center;">着目点（①から④）の点数配分</p> <p>①排熱利用は、地域社会に対する大きな貢献が期待出来ると考えられることから、配分は全体の1／3を占める「10点」とした。</p> <p>②ごみ焼却施設の利用形態は、環境学習・福祉関連・情報発信とする3点の内訳を持つものの、施設が持つ機能の効活用の面が強く、地域社会に対する貢献は比較的限定されると考えられることから、配分は「5点」とした。</p> <p>③防災機能は、昨今の災害対策への意識の高まり及び平成25年5月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画に掲げられた方針などを勘案し、配分は単独機能ではあるが「5点」とした。</p> <p>④雇用創出を含む産業振興は、①の排熱利用と同様、地域社会に対する大きな貢献が期待出来ると考えられることから、配分は全体の1／3を占める「10点」とした。</p>	<p>現地調査、候補地周辺の状況・特性を纏めた資料及び印西市の見解（第16回会議において印西市環境経済部クリーン推進課次期中間処理施設対策室長事務取扱 山口隆担当課長から説明のあった本評価小項目に関する印西市の見解）により評価した。</p> <p>なお、評点は評価リストを用いた全委員の平均点。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩戸地区 <ul style="list-style-type: none"> ・点 ●滝地区 <ul style="list-style-type: none"> ・点 ●武西地区 <ul style="list-style-type: none"> ・点 ●吉田地区 <ul style="list-style-type: none"> ・点 ●現在地 <ul style="list-style-type: none"> ・点 	